

社会福祉法人北海道共同募金会定款

昭和27年	4月	9日	認	可
昭和35年	12月	12日	一部変更	認可
昭和41年	9月	19日	同	上
平成元年	2月	27日	同	上
平成3年	12月	6日	一部変更	届出
平成4年	5月	13日	一部変更	認可
平成12年	8月	1日	同	上
平成13年	7月	31日	同	上
平成18年	6月	19日	同	上
平成22年	6月	2日	同	上

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人は、国民たすけあい精神を基調として、北海道における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化・地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 共同募金に関する広報活動の実施と世論の醸成
- (2) 受配者の範囲及び配分予定額の決定
- (3) 募金目標額の決定
- (4) 募金及び配分の実施並びに寄付金の管理
- (5) 受配者に対する配分金使途の監査
- (6) 中央共同募金会において議決した事業の実施
- (7) 社会福祉協議会との連絡
- (8) 民間社会福祉資金の総合的調整
- (9) 公益信託制度の普及と運営
- (10) その他本会の目的達成上必要な事業

(名 称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人北海道共同募金会（以下「本会」という）という。

(経営の原則)

第3条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所を、札幌市中央区北2条西7丁目1番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 19名

(2) 監事 3名

2 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が理事のうち3名をこえて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第6条 本会に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命をうけて本会の常務を処理する。

(会長、副会長の選任及び理事の代表権)

第7条 本会に理事たる会長1名、副会長3名を置き、評議員会において選任する。

2 会長のみが本会を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、順次にその職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故あるときは、常務理事がその職務を代理する。

5 会長、副会長、常務理事ともに事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する他の理事が順次会長の職務を代理する。

6 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(理事の選任)

第8条 理事は評議員会において選任する。

(監事の選任等)

第9条 監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、本会の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

第10条 監事は、理事の業務執行状況及び法人財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び北海道知事に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。但し、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 会長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員報酬)

第12条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(理事会)

第13条 この定款に別段の定めのあるもののほか、本会の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決しこれを理事会に報告する。

2 理事会は会長が招集して、その議長となる。

3 会長は、理事総数の3分の1以上または監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決をなすことができない。

5 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示したものは、出席者とみなす。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選出した理事2名は、理事会の議事について、議事経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(職員)

- 第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長1名及び職員若干名を置き、会長が任免する。
 - 3 事務局及び職員に関する規程は、会長が定める。

第3章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

- 第15条 本会に顧問及び参与各若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会及び評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、会務について会長の諮問に応え又は意見を具申する。
 - 4 顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第16条 評議員会は、53名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、会長が招集する。
 - 3 評議員会に議長を置く。
 - 4 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 5 会長は、評議員数の3分の1以上または監事から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び評議員会に付議される事項についての意志を表示したものは、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 10 議長及び評議員会において選出した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第17条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、評議員会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項
- (3) 受配者の範囲と配分予定額に関する事項
- (4) 募金目標額及び募金の方法に関する事項
- (5) 配分額に関する事項
- (6) 重要規程の制定及び改廃に関する事項
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散に関する事項
- (9) 解散（破産の場合を除く）時における残余財産帰属者に関する事項
- (10) 配分委員の選任に関する事項
- (11) その他、本会に関する重要事項で、会長において必要と認めた事項

2 評議員は、本会の業務若しくは財産管理の状況または役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に応え又は役員からの報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第18条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、また学識経験のある者で、本会の趣旨に賛成して協力するものの中から理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係のある者が3名をこえて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は2年とする。但し、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

第5章 配分委員会

(配分委員会)

第20条 この法人に、社会福祉法第115条に規定する配分委員会を置く。

(配分委員の選任)

第21条 配分委員会の委員は、民意を公正に代表するものとし、理事会及び評議員会の同意を経て、会長が委嘱する。

(配分委員の任期)

第22条 配分委員の任期は2年とする。但し、補欠の配分委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 配分委員は再任されることができる。

(その他)

第23条 関係法令及び定款に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第24条 本会に部会または委員会を置くことができる。

2 部会または委員会は、専門的事項について、本会の運営に参画し、あるいは会長の諮問に応え又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第7章 共同募金委員会

(共同募金委員会)

第25条 本会は、市区町村の区域などに、共同募金委員会を置くことができる。

2 共同募金委員会に関する規程は、理事会・評議員会の議決を経て、別にこれを定める。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第26条 本会の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の財産をもって構成する。

(1) 現金 10万円也

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第27条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、北海道知事の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第28条 本会資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算)

第30条 本会の予算は、毎会計年度開始前に会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の議決を経なければならない。

(決算)

第31条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了2カ月以内に会長において作成し、監事の監査を経て理事会の認定を得て、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、本会に備え置くとともに、地域住民等から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。但し、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計処理の基準)

第32条 本会の会計に際しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会の認定を受けた会計規程により処理する。

(臨機の措置)

第33条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第9章 解散及び合併

(解散)

第35条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

- 2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員総数の4分の3以上の議決を経て、北海道知事の認可または認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第36条 解散（合併又は破産による解散は除く）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員総数の3分の2以上の議決により、社会福祉法人のうちから選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第37条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員総数の4分の3以上の議決を経て、北海道知事除く認可又は認定を受けなければならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員の議決を経て、北海道知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、本会掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行の細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、会長が定める。

付 則

本会の組織変更当初の会長、常務理事、理事、監事は次のとおりとする。但し、本定款第2章に定める役員が就任するまでとし、その任期は1年以内とする。

会長理事	半 澤 洵
常務理事	時 田 民 治
理 事	杉 崎 郡 作
理 事	本 間 賢次郎
理 事	宇 賀 金 男
理 事	小 松 寿三郎
理 事	石 王 理 吉
理 事	橋 本 徳四郎
理 事	岩 下 良 次
理 事	大 浦 富 次
理 事	奈 良 勝 美
理 事	小 林 篤 一
監 事	竹 内 専 一
監 事	三 上 盛 作
監 事	富 樫 長 吉